

登録RID 更新手順

1. 目的

1. 1 この手順は、ICカードのアプリケーション提供者が、登録RIDを更新するための手順を定める。
1. 2 この手順は、一般財団法人 日本規格協会（以下、当協会という）が登録RID更新申請を受け、更新通知を行う手順を定める。

2. 更新申請

2. 1 更新期限

登録RIDは、登録日を起算として2年毎に更新されなければならない。

2. 2 更新申請手続き

更新申請に当たっては、次のものを当協会に提出する。

- (1) 「登録RID更新申請書 (AID F1003-01)」
- (2) 「登録情報内容確認・変更連絡書」
- (3) 更新料を下記の指定口座に振り込んだことを証明する資料の写し。
(振り込み手数料は、申請者側で負担するものとする)

更新料：1件あたり	5,500円 (消費税込み)
指定口座：銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	銀座通支店
口座番号	普通預金 0150249
口座名義	ザイニホンキョウカイ 一般財団法人 日本規格協会

注1：更新申請に必要な書類は、更新期限の約2ヶ月前に当協会から送られるものを使用する。

注2：更新は、更新期限の1週間前までに手続きをとるものとする。

注3：組織の合併、営業譲渡によって、RID登録の移転が合意された、又は親会社・子会社間でRID登録の移転が合意されたことによって組織の名称が変更になる場合は、“組織名称変更願い”を当協会に提出し受理されなければならない。(具体的な手続きは審査登録事業部 認証管理チームにお問い合わせください)

登録RIDの使用を中止し、更新を行わない場合は、次のものを当協会に提出する。

- (1) 「登録RID放棄連絡書 (AID F1003-02)」

3. 更新審査

3. 1 申請資料の確認

申請資料を確認し、不備がない場合は審査を行う。記入漏れ、又は入金を証明する資料の添付が無い場合は、不備通知を行う。不備事項が満たされた後に審査を行う。

3. 2 審査

- (1) 申請者が、引き続き“法的に登録され、活動を行っている実体のある組織、又はその子会社”に該当することを確認する。確認できる場合は登録RIDを更新する。

- (2) 確認の結果、引き続き該当していることに疑義がある場合は、証明書等の提出を求める。証明書等によって基準を満たしていることが確認された場合は、登録RIDを更新する。

3. 3 登録RIDの廃止

- (1) 「登録RID放棄連絡書」が送られてきた場合は、登録RIDを廃止する。
- (2) 不備通知後、更新期限を1ヶ月を超えて不備事項が満たされない場合は、登録RIDを廃止する。この場合、更新料が振り込まれていても返金を行わない。
- (3) 申請者が、引き続き“法的に登記され、活動を行っている実体のある組織又はその子会社”に該当することが証明されない場合は、登録RIDを廃止する。この場合、更新料が振り込まれていても返金を行わない。

4. 登録RID更新の通知

当協会は、審査の結果、引き続き基準を満たすと決定された申請者の登録RIDを更新し、審査開始後7営業日以内に申請者に通知する。

5. 様式

AID F1003-01 登録RID更新申請書

AID F1003-02 登録RID放棄連絡書

< 資料送り先/問い合わせ先 >

日本規格協会ソリューションズ株式会社

審査登録事業部 認証管理チーム

〒108-0073 東京都港区三田3丁目13-12 三田MTビル

電話：050-1742-6335 FAX：050-3535-8529 電子メール：rid@jsa.or.jp